

ピンク

せい かつ ほ ご 生活保護のしおり



この「しおり」は生活保護の制度について
説明したものです。

わからないことや、相談のあるかたは
お気軽に市役所 1階⑧番窓口（福祉事務所）まで
お声かけください。

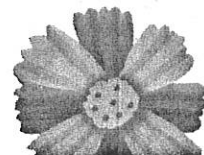
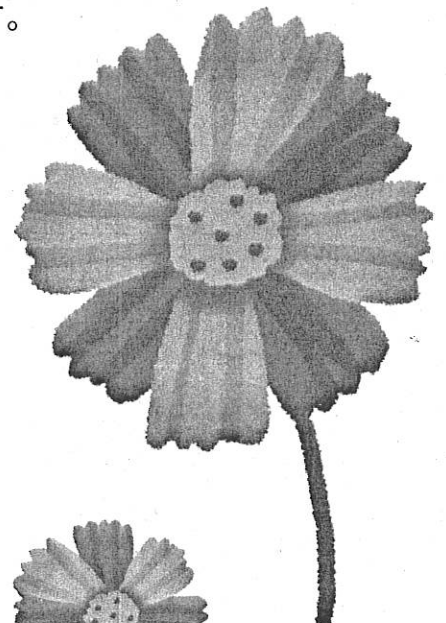
また、電話によるお問い合わせもできます。

なんこくし ふくし じ むしよ ほ ご かり
南国市福祉事務所 保護係

〒783-8501 南国市大桶甲2301

でんわ 電話 088 (880) 6566 (直通)

088 (863) 2111 (市役所代表)



生活保護について

生活保護とは

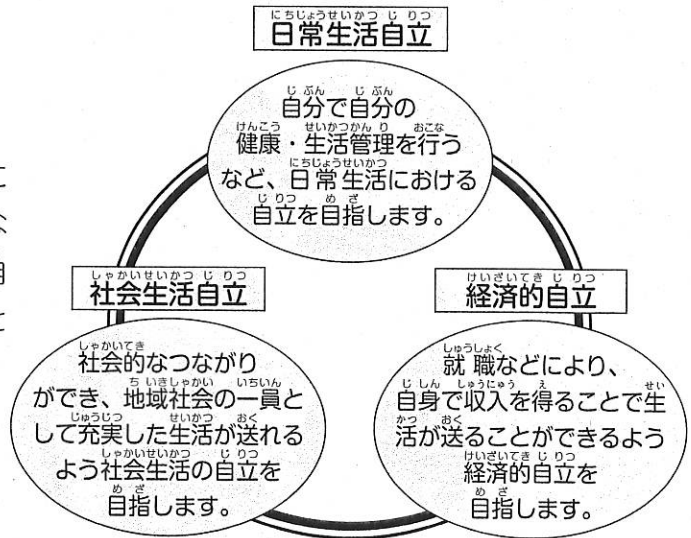
年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回るかた（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた（世帯）に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第 25 条や生活保護法で定められた制度です。

生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに、その状態に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

※自立とは…

「3つの自立」に向け、それぞれの利用者に合った自立支援を行います。



生活保護利用までの流れ

さまざまな理由で、生活することが難しくなってしまうことがあります。そんな時は、福祉事務所に相談してください。生活保護の利用だけでなく、そのかたの問題解消のため協力します。なお、生活保護の利用の際には、次の手続きが必要になります。

① **相談** お住まいの地域の福祉事務所に相談し、困っている内容を相談してください。



② **申請** 生活保護を希望するかたは、生活保護を利用するための申請書類を提出します。



③ **調査** 生活保護の申請をすると、担当のケースワーカーが生活状況、資産状況などを調査します。調査のあと、生活保護による支援が必要かどうかを審査します。



④ **利用開始** 生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。また、担当するケースワーカーによる自立に向けた支援を開始します。



それでは、1～4の流れに沿って説明していきます。

1 相談 (生活にお困りになったら…)



生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認します。できる範囲の話で構いませんので、気軽に相談してください。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。また、来所だけでなく、電話での相談もできます。

2 申請 (意思があればだれでも)

生活保護の利用には、本人、同居親族の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉事務所にある申請書類に記入し、提出します。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料なども求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。

※明らかに急迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活保護の利用を開始する場合があります。



3 調査 (調査内容と制度について)

ここでは、生活保護の決定に関わるものについて説明していきます。

●生活保護と資産の関係

生活保護の申請を受けると、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却するなどして最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。また、個別の事情によっては、自動車やオートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合もありますので、相談してください。



●能力の活用

働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。

ただし、病気や障がい、その他の理由で働けないかたは、その問題解決を優先とします。

なお、求職活動をするにあたり、就労支援や職業訓練等の支援も行っています。



●扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談してください。



●ほかの制度の活用

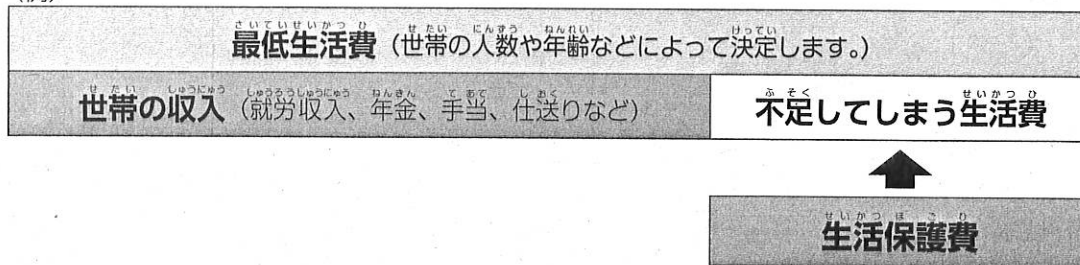
生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

●生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。

審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、年金、各種手当、養育費なども含みます。）を比較して判定します。下図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。

(例)



収入申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

※控除→ある金額（収入）から一定の金額を差し引くことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。	

●結果通知

申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

4 利用開始 (生活保護が始まったら…)

生活保護の利用が決定したかたには、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行います。

●生活保護の種類

生活保護を利用するかたは、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。

①生活扶助

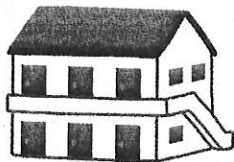
衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用を個人の年齢、また世帯の人数などで算定します。



②住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用を定められた限度額内で支給します。

なお、公営住宅の家賃は、原則として福祉事務所が直接納付します。



③教育扶助



子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な額を支給します。

④医療扶助

医療費は現物給付となるため、保険適用内であれば、自己負担が発生しません。治療材料や施術なども要件にあてはまれば、支給できるものもあります。福祉事務所に相談してください。



⑤介護扶助

介護認定を受けているかたが介護サービスを受ける際の自己負担分も*現物給付となるため、自己負担が発生しません。なお、介護サービス(住宅改修、福祉用具購入を含む)の利用希望がある場合には、福祉事務所へ相談してください。



⑥出産扶助

出産費用を限度額内で支給します。



⑦生業扶助



高等学校の費用や就職するために必要となる技能、資格取得にかかる費用を支給します。また、大学や専門学校への進学費用に対しても、さまざまな制度があるので、相談してください。

⑧葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などを限度額内で支給します。



その他、国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市税、NHK放送受信料、住民票交付手数料などの減免を受けることができます。

*現物給付とは、医療行為や介護サービスでかかる費用を福祉事務所が直接医療機関、介護機関に納めることを指します。

◎生活保護を利用するかたの権利

生活保護を利用するかたには、次のような権利が保障されています。

1. 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。
2. 正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりするようなことはありません。
3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に県知事等に対して、審査請求することができます。

◎生活保護を利用するかたの義務

生活保護を利用するかたには、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような義務があります。

1. 生活向上に向けた努力をする

働けるかたはその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気やけがで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。



2. 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や給食費などを滞納した場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込を行うことがあります。



3. 生活保護法に基づく指示・指導を守る

福祉事務所から、上記の義務や正しく生活保護を利用するために必要な指示や指導を受けたときには、これを守らなければなりません。

..... お問い合わせ・相談先

●ケースワーカー（福祉事務所の職員）

ケースワーカーとは、生活保護を利用するかたの困っていることの解決や自立を目指す上でどうすればよいのかを一緒に考え、手助けをする者です。また、ケースワーカーは生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。何か生活上の問題があれば、遠慮なく相談してください。

